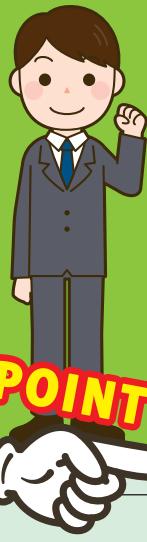


「生産緑地」をお持ちのみなさまへ

特定生産緑地制度を ご活用ください!



POINT!

特定生産緑地制度とは

「特定生産緑地制度」とは、生産緑地の指定から30年経過後も現行の生産緑地と同様に税の優遇措置を継続する制度です。また、特定生産緑地の指定から**10年**を経過することで買取申出が可能となります。



指定から30年経過するまでに申請しなければ、いかなる理由があっても以降の特定生産緑地指定はできず、税負担が急増します。

すぐに農地を手放す予定がなければ、特定生産緑地の申請をしておきましょう。

	特定生産緑地の指定を選択する場合	特定生産緑地の指定を選択しない場合
営農	<ul style="list-style-type: none">○固定資産税・都市計画税は引き続き農地評価です。○10年ごとなどに継続するかどうかを判断できます。	<ul style="list-style-type: none">○固定資産税・都市計画税の負担が1年ごとに急増します。○特定生産緑地を後から選択することはできません。
相続	<ul style="list-style-type: none">○次の相続での選択肢が広がります。○相続税納税猶予制度を適用した生産緑地の貸借が可能となります。	<ul style="list-style-type: none">○次世代の方が相続税猶予制度を適用できなくなります。

特定生産緑地の指定には
申請が必要です!!

こんな農家の方におすすめします!

- 相続税納税猶予制度を利用している方
- 農業後継者がいて農地を手放す予定のない方
- 農業後継者がいなくても当面は営農を継続する方
- 農地を任せられる方がいる方

